

高 知 県

新型インフルエンザ対策行動計画

平成17年12月策定
(平成24年3月改定)

はじめに

WHO(世界保健機関)は高病原性鳥インフルエンザウイルスが変異し、人から人へ感染する新型インフルエンザウイルスが出現することにより、世界的流行を引き起こす可能性が高まっていることを示唆し、新型インフルエンザの発生に備えた緊急な対応が求められていた。

このため、本県では、2005年(平成17年)12月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に準じて「高知県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

このような中、2009年(平成21年)4月、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、日本でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、死亡率0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この対策を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓が得られた。

一方で、病原性の高い新型インフルエンザ発生の可能性に変わりではなく、今回を大きく上回る重症患者や死亡者が発生し、社会に大きな混乱が生じることが懸念されているため、病原性の高い場合にも対応できるよう十分な準備を進める必要がある。

このため、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験等も踏まえ、行動計画の更なる改定を行うこととした。

また、各分野における対策の内容や実施方法、関係者の役割分担等については別途マニュアルを作成する。

高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部

平成24年3月26日

— 目 次 —

背景	1
インフルエンザとは	2
流行規模及び被害の想定	3
対策の基本	5
▶ 目的	5
▶ 行動計画の考え方	6
▶ 対策実施上の留意点	7
▶ 対策推進のための役割分担	8
▶ 発生段階	1 1
▶ 行動計画の主要 7 項目	1 3
<各段階における対策>	2 6
未発生期	2 7
実施体制	2 7
サーベイランス・情報収集	2 8
情報提供・共有	2 9
予防・まん延防止	3 0
医療	3 0
ワクチン	3 3
社会・経済機能の維持	3 4
海外発生期	3 5
実施体制	3 5
サーベイランス・情報収集	3 6
情報提供・共有	3 6
予防・まん延防止	3 7
医療	3 8
ワクチン	4 0
社会・経済機能の維持	4 1
県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）	4 2
実施体制	4 3
サーベイランス・情報収集	4 3
情報提供・共有	4 4
予防・まん延防止	4 5
医療	4 6
ワクチン	4 7
社会・経済機能の維持	4 7

県内（国内）感染期	4 8
実施体制	4 9
サーベイランス・情報収集	4 9
情報提供・共有	5 0
予防・まん延防止	5 1
医療	5 2
ワクチン	5 3
社会・経済機能の維持	5 3
小康期	5 5
実施体制	5 5
サーベイランス・情報収集	5 5
情報提供・共有	5 6
予防・まん延防止	5 6
医療	5 7
ワクチン	5 7
社会・経済機能の維持	5 7
【別添】県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策	5 8
実施体制	5 8
サーベイランス・情報収集	5 8
情報提供・共有	5 9
予防・まん延防止	5 9
医療	6 0
用語解説（文書中の★箇所を解説）	6 1

附属資料	
高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部設置要綱	
高知県危機管理本部設置要綱	

背景 <高知県新型インフルエンザ対策行動計画の改定の経過>

世界での流行

○新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた^{★1}インフルエンザウイルスとは表面の抗原性が大きく異なる人から人に伝播する能力を有する新型のウイルスのことで、これまで10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（^{★2}パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

○20世紀以降では、下表のとおり新型インフルエンザが発生している。

発生年	型	当時の呼び名	発生地	推定死者数
1918大正7年	H1N1	スペイン風邪	北米/中国	世界で4～5千万人、日本で39万人
1957昭和32年	H2N2	アジア風邪	中国	世界で100万人、日本で8千人
1968昭和43年	H3N2	香港風邪	中国	世界で100万人、日本で2千人
1977昭和52年	H1N1	ソ連風邪	中国/ロシア	
2009平成21年	H1N1	新型インフルエンザ	メキシコ	

○近年、東南アジアを中心とした^{★3}鳥インフルエンザ（H5N1）が流行し、このウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されており（平成15年12月～平成21年1月の間で、発症者403名、うち死亡者254名）、ウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性が懸念されている。

国の動き

- 平成17年12月、「新型インフルエンザ対策行動計画（以下「国の行動計画」という）」を策定。
- 平成21年2月、更なる科学的知見の蓄積を踏まえ、国の行動計画を抜本的に改定。
- 平成23年9月、2009年の^{★4}新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等も踏まえ、国の行動計画の更なる改定を行った。

県の動き

- 平成17年12月26日、高病原性鳥インフルエンザ対策と新型インフルエンザ対策を一体的かつ総合的に推進するため、知事を本部長とする「高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部」を設置するとともに、「高知県新型インフルエンザ対策行動計画（以下「行動計画」という）」を策定。
- 平成21年2月の国の行動計画の改定や、平成21年4月に発生した^{★4}新型インフルエンザ（A/H1N1）での対応を踏まえ、平成21年9月、行動計画を改定。
- 平成23年9月の国の行動計画の改定を踏まえ、行動計画を改定。

インフルエンザとは

○インフルエンザ

- ・^{*1}インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。
- ・^{*1}インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。^{*1}インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさないこともある（不顕性感染）。
- ・^{*1}インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染でも、他の人へ感染させる可能性がある。

○新型インフルエンザ

- ・新たに人から人に感染する能力を有することとなった^{*1}インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（^{*2}パンデミック）となるおそれがある。

本行動計画における「新型インフルエンザ」は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症」を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むものとする。

流行規模及び被害の想定 <被害想定を基に対策を定める>

○新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

○行動計画の策定に当たっては、対策を考える上で患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もありえるということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

○行動計画の策定に際して想定した患者数等については、国の行動計画の推計に基づき4ページ表のとおり試算。

- ・入院患者数及び死亡者数については、アジアインフルエンザ等を中等度（致死率0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率2.0%）として数の上限を推定。
- ・当該推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗^{★5}インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の衛生状況等については考慮されておらず、健康被害を少なくする要因がある一方、高齢化の進展、基礎疾患を有する者の増加、都市への人口集中、高速大量交通の飛躍的な発達など、健康被害を拡大させる要因が増加している点も踏まえておく必要がある。
- ・特に、本県は、高齢化率が高いことから、国の推計値より健康被害が大きくなる可能性がある。

○社会・経済的な影響としては、流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、**従業員の最大40%程度が欠勤**することが想定される。

- ・一部の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。
- ・県民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

新型インフルエンザが発生した場合の患者数の試算

※国の想定を単純に本県の人口比で試算

<高知県>

医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		106,095人 (最小 82,031人～ 最大 153,943人)	
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	3,231人
		重度	12,194人
	死亡者数	中等度	1,037人
		重度	3,902人

※1日当たりの最大入院患者数：612人

<二次医療圏>

二次医療圏			安芸	中央	高幡	幡多
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)			7,757人 (5,998人～ 11,256人)	76,143人 (58,873人～ 110,483人)	8,775人 (6,784人～ 12,732人)	13,420人 (10,376人～ 19,472人)
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	236人	2,319人	267人	409人
		重度	892人	8,752人	1,009人	1,542人
	死亡者数	中等度	76人	744人	86人	131人
		重度	285人	2,801人	323人	494人

※1日当たりの最大入院患者数 45人 442人 51人 78人

<参考:全国>

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計			
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		17,400,763人 (最小13,454,059人～ 最大25,248,351人)	
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	53万人
		重度	200万人
	死亡者数	中等度	17万人
		重度	64万人

1日当たりの最大入院患者数:10万1千人(流行発生から5週目)

対策の基本方針

▶ 目的

健康被害を最小限にとどめ県民の生活を守る。

<主たる対応項目>

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークをなるべく後ろにずらし、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
2. 社会・経済機能を破綻に至らせない。
 - ・地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らす。
 - ・^{★6}事業継続計画の実施等により、県民の生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努める。

○新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

○病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザがひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済の破綻が危惧される。

◎こうした事態を生じさせないよう、国は、新型インフルエンザ対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を「主たる目的」として対策を講じていくこととしている。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済機能を破綻に至らせない。

○新型インフルエンザ対策は、国全体で取り組むべき重大な課題であり、県としての対応については、国の動きと一体となった対策を基本とし、県内の実情に合わせた行動が重要となる。

◎このため、新型インフルエンザ対策を県の危機管理に関わる重要な課題として位置づけるとともに、「健康被害を最小限にとどめ県民の生活を守る」ことを目的とし、上記2点を「主たる対応項目」として対策を講じていく。

▶ 行動計画の考え方

行動計画は、県としての対策の基本的な方針及び認識を示すものであり、これに基づき各部局等において、マニュアル等を別に策定し、具体的な対策を講じていくものとする。

<策定するマニュアル（案）>

感染拡大防止、^{★9}サーベイランス、医療体制、^{★5}抗インフルエンザウイルス薬、
新型インフルエンザワクチン、情報提供・共有に関するもの、事業者・職場における対策など

- 新型インフルエンザが発生する前の段階では、対策についても不確定要素が大きい。過去のインフルエンザの^{★2}パンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。
- 新型インフルエンザが海外で発生した場合、国では検疫の強化等により、できる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせる対策を講じるが、ウイルスの国内侵入及び県内侵入を完全に防ぐことはほぼ不可能であるということを前提として、その後の対策を講じる。
- 発生当初の段階では、国において水際対策、患者の入院措置や^{★5}抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する^{★5}抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を中心とし、ウイルスの国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策が行われる。
- 具体的な対策の現場となる県や市町村は、国および県の行動計画や国のガイドラインを踏まえ、地域の実情を考慮した詳細かつ具体的なマニュアルや役割分担を事前に定めることなどにより、新型インフルエンザが発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に行うものとする。
- 医療機関、学校・^{★7}通所施設、社会機能の維持に関わる事業者、個人などにおいても、国の行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、発生時にはそれぞれが適切な対応を行うものとする。
- 新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、行動計画については、適時適切に修正を行うこととする。

▶ 対策実施上の留意点

- 新型インフルエンザへの対策は、県庁組織が一体となり、迅速かつ正確な対策を講じるものとする。
- この行動計画における対策は、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、インフルエンザの特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう適宜柔軟に対策を実施するものとする。
- 実際に新型インフルエンザが発生した際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、県の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、高知県新型インフルエンザ危機管理本部にて、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択的に決定することとする。
- 病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 対策の実施・縮小・中止等を決定する際の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）については、適宜、マニュアル等に定めることとする。

▶ 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ対策を推進するに当たり、国、県、市町村、関係機関及び県民が一体となった対策が必要であり、その役割については以下に示す。

1. 国

- 新型インフルエンザの発生前は、「新型インフルエンザ及び鳥^{★3}インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- 各省庁では、各省庁が作成した行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザが発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- 新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」（以下「政府対策本部」という。）を設置し、政府一体となった対策を講ずるとともに、各省庁においてもそれぞれ対策本部等を開催し、対策を強力に推進する。
- 政府対策本部は、医学・公衆衛生等の専門家からの意見を踏まえつつ、対策を進める。また、各地域での対策の実施主体となる地方公共団体と緊密に連携を図る。

2. 県

- 新型インフルエンザの発生前は、「高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部」（以下「推進本部」という。）の枠組みを通じ、全庁一体となった取組を総合的に推進する。
- 各部局等では、行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザが発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくとともに、必要最小限の行政サービスを維持するため、業務^{★8}継続計画の策定を全庁的に進める。
- 予防・治療に必要な医薬品等の確保に努めるとともに、県医師会、医療機関等の関係機関の協力を得ながら、新型インフルエンザの患者の外来・入院診療を担当する医療機関の指定を行うなど、医療提供体制の確保を行うとともに、新型インフルエンザの未発生期から小康期を通して、最新かつ正確な情報提供を行い、県民の予防意識の啓発や不安解消に努める。

- 新型インフルエンザが国内で発生した場合は、速やかに知事を本部長とする「高知県新型インフルエンザ危機管理本部」（以下「危機管理本部」という。）を設置し、国における対策全体の基本的な方針を踏まえつつ、県内の状況に応じて発生段階や対応方針を決定するなど、迅速かつ適切な対策を強力に推進する。
- 感染症法に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応を行う。
- 市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

3. 市町村

- 住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、社会的弱者への支援に関し主体的に対策を実施する。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- 県が提供する新型インフルエンザに関する情報を住民に周知し、不安の解消及び混乱の防止を図るとともに、保健センター等において住民の感染予防策の徹底に努める。
- その他、国、県が実施する新型インフルエンザ対策について、一体となって対策を進める。

4. 医療機関

- 県民の健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザの発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。
- 新型インフルエンザ発生時においても医療提供体制を確保するため、新型インフルエンザ患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進める。
- 新型インフルエンザ発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、新型インフルエンザ患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

5. 学校・^{*7}通所施設等

- 日頃から入所者又は児童・生徒の健康状態を把握するように努めるとともに、施設・学校内での感染予防対策を徹底する。
- 未発生期の段階から、全国的に実施される^{*9}サーベイランスに協力する。
- 新型インフルエンザが国内・県内で発生した後において、県が勧告・要請する感染予防策の徹底、臨時休業等に可能な限り協力する。

6. 社会機能の維持に関わる事業者

- 医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザの発生前から^{★6}事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行う。
- 新型インフルエンザの発生時には、^{★6}事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。

7. 一般の事業者

- 新型インフルエンザの発生時に備えて、職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行う。
- 新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から、県が勧告・要請する感染拡大防止措置（有症状者の出勤停止、事業活動自粛等）や^{★6}事業継続計画の策定等可能な限り協力する。

8. 個人

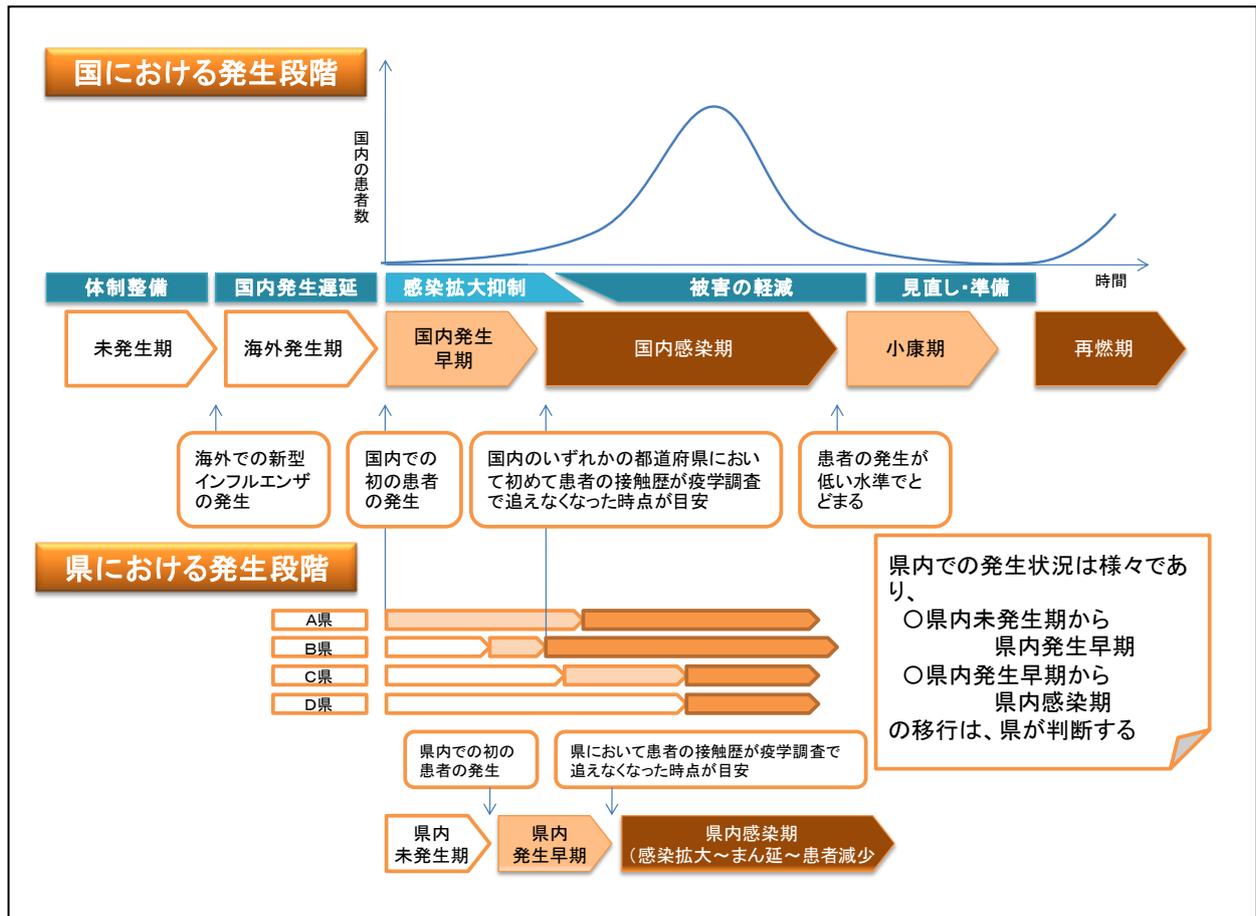
- 新型インフルエンザ発生前は、新型インフルエンザに関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、通常のインフルエンザにおいても、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染予防策を実践するよう努める。
- 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。
- 新型インフルエンザ発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

▶ 発生段階

- 新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対策の方針を定めておく必要がある。
- 国の行動計画では、発生時の段階を、新型インフルエンザが発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に即して5つの段階に分類し、国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしている。
- 国内での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に県内での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、県における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議のうえで、県が判断する。
- 国、県、市町村、関係機関等は、行動計画で定められた対策を段階に応じて実施する。なお、段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意する。

発生段階	状 態	
未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザの患者が発生していない状況
		(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザの患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

<国及び県における発生段階>



(参考) 本行動計画における発生段階とWHOのフェーズ分類との対応表

本行動計画の発生段階		WHOのフェーズ
未発生期		フェーズ1、2、3
海外発生期		フェーズ4、5、6
国内発生早期	県内未発生期	
	県内発生早期	
国内感染期	県内感染期	
小康期		ポストパンデミック期

▶ 行動計画の主要7項目

本行動計画は、その目標と活動を、国の行動計画と合わせ「①実施体制」、「②サーベイランス・情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止」、「⑤医療」、「⑥ワクチン」、「⑦社会・経済機能の維持」の7項目に分けている。各項目に含まれる内容を以下に示す。

① 実施体制

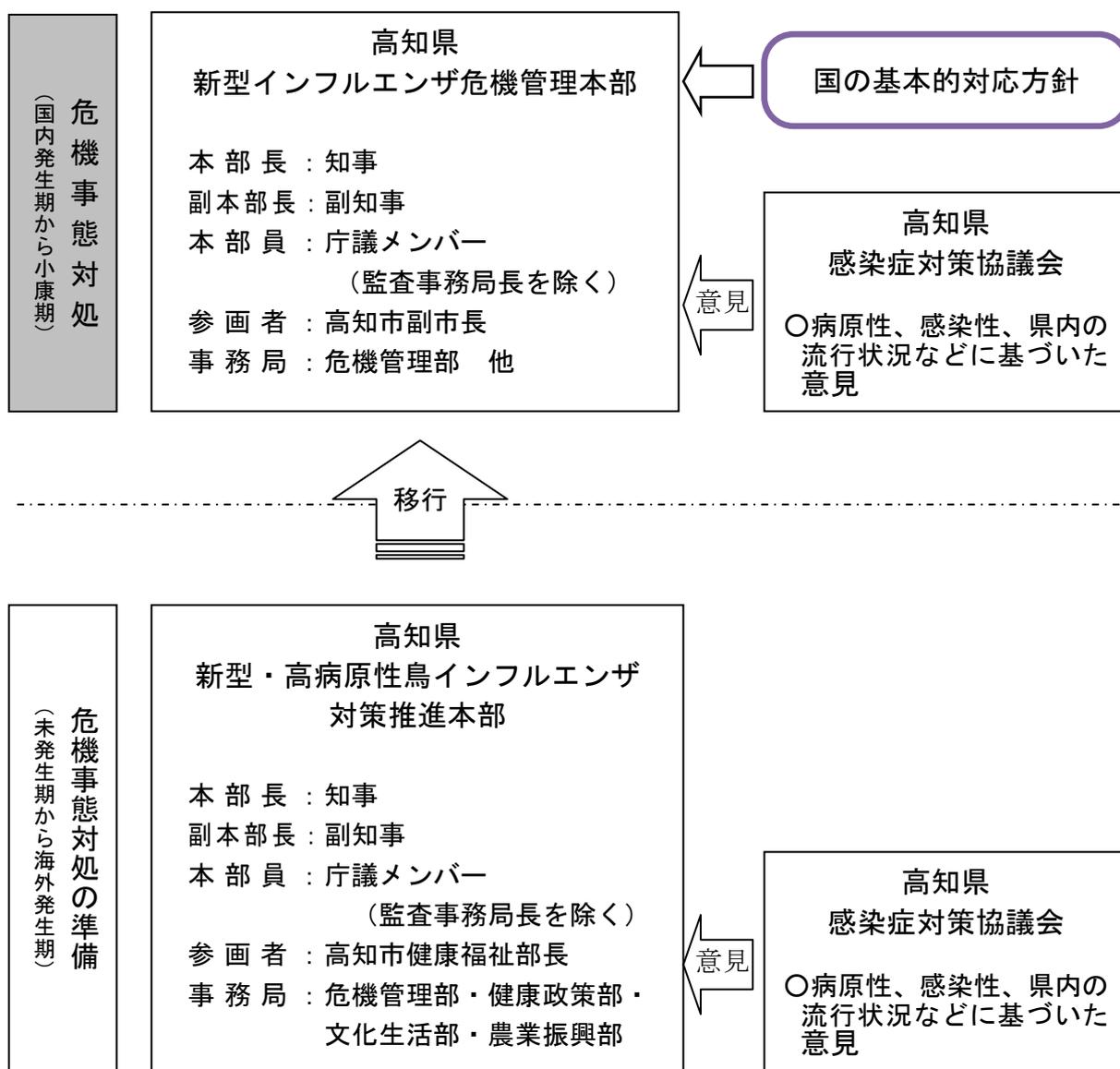
新型インフルエンザ対策は全庁一体での取組を実施する。

- 新型インフルエンザに迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く関係者に周知しておく。
- 新型インフルエンザは、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合においては、多数の県民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、県の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、県及び市町村は、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、一体となった取組を行う。
- 新型インフルエンザの発生前においては、「推進本部」を通じ、全庁一体となった取組を総合的に推進する。
 - ・^{*16}全部局等は、^{*8}業務継続計画を全庁横断的に作成し、新型インフルエンザの発生時においても必要最小限の行政サービスを維持する体制を整える。
 - ・^{*15}関係部局等は、住民に最も近い立場で新型インフルエンザのまん延防止や住民生活への支援において中心的な役割を担う市町村との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。
- 国内で新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに「危機管理本部」を設置し、国の「基本的対処方針」や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県内の状況に応じて発生段階や対応方針を決定するなど、迅速かつ適切な対策を講じる。
- 国の基本的対処方針が示される前に県内で発生した場合は、国や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県内の状況に応じて危機管理本部が対応方針を決定する。

○県の発生段階の変更や対応方針の改定が必要な場合などは、危機管理本部を開催し、協議・決定する。

○四国4県での情報共有体制を構築する。

＜新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザ対策に関する推進体制＞



高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部

高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの危機に備え、平成 17 年 12 月 26 日、危機事態を想定した事前対策を総合的に推進するため設置。

推進本部は、知事を本部長とするメンバーで構成し、平成 15 年 11 月 7 日付け（平成 17 年 4 月 22 日付け 17 高危管第 6 号にて一部改正）副知事通知に基づく庁内連絡会議として位置づける。

高知県危機管理本部

国内で新型インフルエンザが発生した場合は、直ちに「高知県新型インフルエンザ危機管理本部」に、また、県内で高病原性鳥インフルエンザの簡易検査陽性反応が確認された時及び鳥インフルエンザ^{★3}が人に感染した時には、「高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部（仮称）」に、推進本部を移行する。いずれの危機管理本部も県民の生命、生活、財産等に重大な危害を及ぼす恐れがある事態であることから、高知県危機管理本部設置要綱に規定する危機管理本部として位置づける。

- ・ 県全体としてのこれら推進体制・危機管理体制は、中核市である高知市との連携・協力が必要不可欠である。このため、あらかじめ高知市の危機管理本部等への参画を求めて一体的に取り組を進める。

高知県感染症対策協議会

感染症法第 6 条第 1 項に規定する感染症について、有効かつ的確な感染症対策を確立するとともに感染症の予防の総合的な推進を図るため設置。

感染症対策協議会は、高知県医師会、高知大学医学部附属病院など感染症に関する専門の学識経験者のなかから知事が委嘱する委員で構成し、日常的な情報を解析し具体の予防対策を検討するため、結核対策部会、エイズ・性感染症対策部会、感染症発生動向調査部会、肝炎対策部会の部会を設けている。

② サーベイランス・情報収集

- 1) いずれの発生段階においても、**新型インフルエンザに関する様々な情報を、県内外から系統的に収集・分析し適時適切な対策につなげる。**
- 2) ^{★9}サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより**効果的な対策に結びつける。**

○新型インフルエンザ対策を適時適切に実施するため、県内未発生期の段階においては、県内で新型インフルエンザが発生したことをいち早く探知すること、そして、県内発生早期以降は、県内外での発生状況を把握し、必要な対策を実施し、その効果を評価することが必要であり、そのための^{★9}サーベイランス体制を確立し、県内外の情報を速やかに収集・分析することが重要である。

○県内においては、未発生期の段階から、季節性のインフルエンザ及び新型インフルエンザの両方に対応するため、以下の事項について平時の^{★9}サーベイランスを実施し、体制の確立を図る。

- ・ 県内の流行状況（^{★10}感染症発生動向調査）
- ・ 入院患者の発生動向（^{★11}インフルエンザ入院サーベイランス）
- ・ 流行しているウイルスの亜型や薬剤耐性（^{★12}病原体サーベイランス）
- ・ 学校等における感染拡大の兆候（^{★13}学校サーベイランス）

○鳥類、豚における^{★1}インフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

○海外発生期から国内発生早期までは、情報が限られているため、^{★9}サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。具体的には平時のサーベイランスに加えて以下を実施する。

- ・ 県内における新型インフルエンザ患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行う（患者の全数把握）
- ・ 新型インフルエンザ患者の臨床像を把握（入院患者の全数把握）
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等における集団発生の把握の強化

○県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者及び入院患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

○^{★9}サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、県内における医療提供体制等の確保に活用する。

○県内で流行するウイルスの亜型や薬剤耐性等に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

③ 情報提供・共有

1) 迅速な対策を実施するため、県民や関係機関等への迅速かつ正確な情報提供を行う。

2) 県民からの相談に対して適切な情報提供が実施できる体制を確保する。

○県の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であり、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

○コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供ではなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含む。

○新型インフルエンザ発生前は、継続的な情報提供により、新型インフルエンザの発生の可能性についての注意を喚起し、新型インフルエンザに関する基本的な情報、発生した場合の対策等に関し周知を図る。

○新型インフルエンザの発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどの様に判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

○地域の医療機関や郡市医師会その他の関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、リアルタイムでの正確な双方向の情報共有のためには、直接的なコミュニケーションの手段としてインターネット等を活用することを検討する。市町村等からの情報は、対策の現場の状況だけではなく、現場で必要とされている情報を把握するために用い、更なる情報提供の際の参考とする。

○県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、^{★14}関係部局においても複数の

媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。特に、媒体の中ではテレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、

- ・ 新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）
- ・ 個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること

などを伝え、未発生期から小康期に至るまで認識の共有を図ることが重要である。

○情報提供にあたって、健康政策部は、危機管理部、^{★14}関係部局及び広報担当課と事前に協議し、広報における役割分担を決定するとともに、広報体制を構築する。

○健康政策部、危機管理部及び関係各部局は、部局ごとに広報責任者を置き、必要に応じ、事前に決定した役割分担に基づき、報道機関への広報（取材）担当者を置く。

○海外発生期以降においては、県民からの相談に対応するため、県及び市町村は相談窓口を設置する。

○広報責任者は広報担当による広報（取材）対応の徹底を図るとともに、報道機関に対する広報窓口の周知徹底を図る。

○国内発生期以降においては、危機管理本部に広報班を置き、情報の一元化を図り、情報の共有を行うとともに、広報責任者は、報道機関に対して、広報担当者による正確かつ速やかな情報提供の徹底を図る。

○コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かすこととする。

④ 予防・まん延防止

新型インフルエンザの流行のピークを遅らせ、また、受診患者数、入院患者数のピークを抑制し、医療提供体制を維持することにより、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を維持する。

- 個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせるが、感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザの病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定する。
- 個人レベルでの対策については、うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策を実践するよう促すとともに、自らが患者となった場合は感染を広げないよう外出を控えたり、マスクの着用といった基本的行動の理解促進を図る。
- 地域・社会レベルでの対策については、県内未発生期に行う県内発生をできるだけ遅らせるための対策と、県内での患者発生以降に行う県内での感染拡大を抑制するための対策を、一連の流れを持った戦略に基づき実施する。
- 海外で発生した場合には、その状況に応じた感染症危険情報を発出するとともに、必要に応じて、広島検疫所高知出張所の検疫強化への協力を行う。
- 県内未発生期以降は、個人レベルでの手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策の徹底を呼びかけるとともに、次のような対策を実施し、感染拡大をなるべく抑え、流行のピークを遅らせ、流行のピークにおける影響をできるだけ小さくする。
 - 1) 患者数が少ない段階（県内発生早期）では、患者を、新たに接触者を増やさない環境下で、適切に治療する。（患者対策）
 - 2) 濃厚接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行う。これにより、患者からウイルスの曝露を受けた者が、新たな患者となり、地域内に感染を拡大さ

せることを低減する。(接触者対策)

- 3) 患者数が増加した段階(県内感染期)では、患者については重症者のみ入院とし、その他の患者は在宅療養を基本とする。また、濃厚接触者への^{★5}抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は原則として中止する。
- 4) 学校・保育施設等では、感染が広がりやすく、また、このような施設で集団感染が起こった場合、地域流行のきっかけとなる可能性がある。そのため、県内発生早期から、必要な場合には、学校・保育施設の臨時休業を実施するとともに、各学校等へ入学試験の延期等を要請する。(学校・保育施設等の対策)
- 5) さらに、県内発生早期から、必要な場合には、外出や集会の自粛要請等の地域対策、職場における感染予防策や一部の事業の自粛要請等の職場対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らす。(社会対策)

⑤ 医療

健康被害を最小限にとどめるため、効率的・効果的な医療提供体制を事前に計画し、医療提供体制を確保する。

○地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要であり、協力する医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集を行う。

○県は、海外発生期以降に「^{★17}帰国者・接触者相談センター」（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、^{★18}帰国者・接触者外来の紹介をするための相談センター）を設置し、その周知を図る。

○新型インフルエンザに感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外発生期以降は各地域に「^{★18}帰国者・接触者外来」（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を確保して診療を行う。

○新型インフルエンザの患者が、^{★18}「帰国者・接触者外来」以外の医療機関を受診する可能性があることから、これらの医療機関を含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザに感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内感染対策を行う。

○^{★18}帰国者・接触者外来等の地域における医療提供体制については、一般的な広報により情報提供を行う。

○県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、感染症法に基づき、新型インフルエンザ患者等を^{★19}感染症指定医療機関等に入院させることとし、そのための感染症病床等の陰圧病床の利用計画を事前に策定する。

- 県内発生早期の段階では、新型インフルエンザの臨床像に関する情報は限られていることから、^{★9}サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザの診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

- 医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて^{★5}抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

- ^{★18}帰国者・接触者外来以外の医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、^{★18}帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、インフルエンザの診療を行う全ての医療機関）でも診療できる体制に切り替える。

- 患者数が大幅に増加した場合には、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けるとともに、医療提供体制の確保を図る。その際、^{★19}感染症指定医療機関等以外の医療機関や公共施設等に患者を入院・入所させることができるよう、事前に、その活用計画を策定する。また、在宅療養の支援体制を整備する。

- 医療分野での対策の推進には、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必要であり、県医師会・郡市医師会・各医会等との関係機関ネットワークを構築し、活用する。

- ^{★5}抗インフルエンザウイルス薬については、県内の流通状況を踏まえ、国、県において備蓄・配分、流通調整を行う。

⑥ ワクチン

ワクチン接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制を維持する。

○新型インフルエンザ対策のワクチンについては、役割が異なる^{★20}プレパンデミックワクチンと^{★21}パンデミックワクチンの2種類がある。

《^{★21}パンデミックワクチン》

新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造されるもので、全県民への接種を基本とする。

《^{★20}プレパンデミックワクチン》

新型インフルエンザが発生する前の段階で、鳥インフルエンザウイルスを基に製造される。^{★21}パンデミックワクチンが供給されるまでの間は、県民の生命を守り、最低限の生活を維持する観点から、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対し、必要に応じて接種を行う。

○^{★20}プレパンデミックワクチン及び^{★21}パンデミックワクチンの接種が円滑に行われるよう接種体制を構築する。

○ワクチンの位置付けや、ワクチンの種類、有効性・安全性、供給される時期、供給される量、接種対象者、接種体制といった基本的な情報について積極的な情報提供を行い、県民の理解促進を図る。

⑦ 社会・経済機能の維持

新型インフルエンザ発生時に、最低限の県民生活を維持するため、各行政機関や各医療機関、各事業者において事前に十分に準備を行う。

- 新型インフルエンザは、多くの県民が罹患し、各地域での流行は8週間程度続くと言われている。
- この場合、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することすらできなくなるおそれがある。
- 新型インフルエンザ発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の県民生活を維持するため、県や市町村、各事業者において事前に十分準備を行うことが重要である。
- 具体的には、新型インフルエンザの発生前は、新型インフルエンザ発生を想定し、職場における感染予防や事業継続のための計画により、事業継続に不可欠な重要業務や従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備える。
- 新型インフルエンザ発生時は、職場における感染予防策を実施し感染拡大の抑制に努めるとともに、^{★6}事業継続計画を実行し、それに応じた活動を維持する。特に、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対しては、事業の継続が社会的に求められているため、ワクチンの先行接種等の支援を行う。
- 県や市町村においても、必要最小限の行政サービスを維持するため、^{★8}業務継続計画の策定を進める。

＜各段階における対策＞

未発生期

- ・新型インフルエンザが発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国が提供する海外での発生状況等の情報を注視する。

【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザは、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザが発生した場合の対策等に関し、県民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 国が提供する海外での発生状況等の情報を、継続的に収集する。

実施体制

【体制整備及び国・市町村との連携強化】

対 応 項 目	所 管
○県における取組体制を整備・強化するために、知事を本部長とする「推進本部」を設置し、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画 ^{★8} の策定を進めるとともに、これら未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローアップする。	危機管理部 農業振興部 健康政策部 ★16 全部局等
○市町村や業界団体等と連携し、新型インフルエンザの発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。	★15 関係部局等
○市町村における行動計画、業務継続計画 ^{★8} 等の策定、新型インフルエンザ対策に携わる職員等の養成を支援する。	危機管理部 健康政策部
○自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関との連携を進める。	危機管理部 健康政策部

サーベイランス・情報収集

【情報収集】

対 応 項 目	所 管
<p>○新型インフルエンザの対策等に関する国内外の情報を収集する。</p> <p>(参考:情報収集源)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ➤ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ➤ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ➤ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ➤ 国立大学法人鳥取大学(鳥インフルエンザ) ➤ 地方公共団体(鳥・新型インフルエンザ) ➤ 検疫所(鳥・新型インフルエンザ) 	<p>健康政策部</p> <p>文化生活部</p> <p>農業振興部</p>

【インフルエンザに関する平時のサーベイランス】

対 応 項 目	所 管
<p>○人で毎年冬期に流行する通常のインフルエンザについて、指定届出機関(48 の定点医療機関)において患者発生の動向を調査し、県内の流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の 12 の医療機関において、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。</p>	健康政策部
<p>○インフルエンザによる入院患者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。</p>	健康政策部
<p>○学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</p>	教育委員会 健康政策部

情報提供・共有

【継続的な情報提供】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザに関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。	健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等
○手洗い、うがい、咳エチケットなど、通常のインフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。	健康政策部

【体制整備】

対 応 項 目	所 管
<p>○コミュニケーションの体制整備として以下を行う。</p> <p>新型インフルエンザ発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にする)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 健康政策部、危機管理部及び関係各部局は、部局ごとに広報責任者を置き、必要に応じ、事前に決定した役割分担に基づき、報道機関への広報(取材)担当者を置く。 ➤ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。 ➤ 国や市町村、関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。 ➤ インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。 ➤ 新型インフルエンザ発生時に、県民からの相談に応じるため相談窓口の設置準備をする。 	危機管理部 健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等

予防・まん延防止

【対策実施のための準備】

対 応 項 目	所 管
《個人レベルでの対策の普及》 ○手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防の普及を図る。また、自らが患者となった場合の行動についての理解促進を図る。	健康政策部
《地域・社会レベルでの対策の周知》 ○新型インフルエンザ発生時に実施され得る、患者の濃厚接触者の外出自粛、学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛等の、県内での感染拡大をなるべく抑えるための対策について周知を図る。	健康政策部
《衛生資器材等の供給体制の整備》 ○衛生資器材等（消毒薬・マスク等）の流通・生産・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。	健康政策部
《水際対策》 ○検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を強化する。	健康政策部 土木部

医療

【県内医療体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○福祉保健所は、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を取りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。	健康政策部
○ ^{★17} 帰国者・接触者相談センター及び ^{★18} 帰国者・接触者外来の設置の準備を進めるとともに、 ^{★19} 感染症指定医療機関等での入院患者の受け入れ準備を進める。	健康政策部
○一般医療機関に対して、 ^{★22} 個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。	健康政策部

【県内感染期に備えた医療の確保】

対 応 項 目	所 管
○全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成を支援する。	健康政策部
○県内の実情に応じ、感染症指定医療機関のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制を整備する。	健康政策部
○入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)を把握する。	健康政策部
○入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行う。	健康政策部
○県内の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザの初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。	健康政策部
○社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。	健康政策部 地域福祉部
○県内感染期においても救急機能を維持するための方策についての検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。	危機管理部 健康政策部

【研修等】

対 応 項 目	所 管
○各マニュアルに沿って、市町村等と協力し、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。	健康政策部

【医療資器材の整備】

対 応 項 目	所 管
○必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。	健康政策部

○ ^{★19} 感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行ったうえ、十分な量を確保する。	健康政策部
--	-------

【検査体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○衛生研究所において新型インフルエンザの ^{★24} PCR検査を実施する体制を整備する。	健康政策部

【医療機関等への情報提供体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。	健康政策部

【抗インフルエンザ薬の備蓄】

対 応 項 目	所 管																								
○他都道府県における備蓄状況や最近の医学的な知見等を踏まえ、国と県を併せて、県民の45%に相当する量の ^{★5} 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。 <平成23年〇月〇日現在の備蓄量> ・国備蓄量（平成20年度に備蓄完了） 152,400人分 <table border="1"> <tr> <td>リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）</td> <td>144,300人分</td> </tr> <tr> <td>ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）</td> <td>8,100人分</td> </tr> </table> ・県備蓄量 152,400人分 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>タミフル</th> <th>リレンザ</th> <th>計（人分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18年度</td> <td>29,370</td> <td>0</td> <td>29,370</td> </tr> <tr> <td>H19年度</td> <td>36,630</td> <td>0</td> <td>36,630</td> </tr> <tr> <td>H21年度</td> <td>72,430</td> <td>13,970</td> <td>86,400</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>138,430</td> <td>13,970</td> <td>152,400</td> </tr> </tbody> </table> ※県人口は平成22年将来推計人口(771千人)より積算 ※一般流通備蓄(約42,000人分)等を合わせ、県民の45%を達成。	リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）	144,300人分	ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）	8,100人分		タミフル	リレンザ	計（人分）	H18年度	29,370	0	29,370	H19年度	36,630	0	36,630	H21年度	72,430	13,970	86,400	計	138,430	13,970	152,400	健康政策部
リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）	144,300人分																								
ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）	8,100人分																								
	タミフル	リレンザ	計（人分）																						
H18年度	29,370	0	29,370																						
H19年度	36,630	0	36,630																						
H21年度	72,430	13,970	86,400																						
計	138,430	13,970	152,400																						
○国が検討する、新たな ^{★5} 抗インフルエンザウイルス薬も含めた備蓄割合を基本として、県内の備蓄割合を検討する。	健康政策部																								

【^{★5}抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○ ^{★5} 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸売業者に対し、 ^{★5} 抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。	健康政策部

ワクチン

【情報収集とワクチン確保・供給体制】

対 応 項 目	所 管
^{★20} <プレパндеミックワクチン> ○医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対する ^{★20} プレパндеミックワクチン接種に関する情報を収集する。	健康政策部
^{★21} <パンデミックワクチン> ○ ^{★21} パンデミックワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。	健康政策部

【接種体制の構築】

対 応 項 目	所 管
○国の方針に基づき、市町村や関係団体等と協力して、速やかに ^{★20} プレパндеミックワクチン及び ^{★21} パンデミックワクチンを接種できる体制を構築する。	健康政策部 ^{★15} 関係部局等

【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザ対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。	健康政策部

社会・経済機能の維持

【^{★6}事業継続計画の策定促進】

対 応 項 目	所 管
○事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染予防策、重要業務の継続や一部の業務縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。	^{★15} 関係部局等
○社会機能の維持に関わる事業者による ^{★6} 事業継続計画の策定を、感染症対策所管部署と連携して支援する。	^{★15} 関係部局等
○必要最小限の行政サービスを維持するため、 ^{★8} 業務継続計画を策定する。	^{★16} 全部局等
○市町村に対し、 ^{★8} 業務継続計画の策定を支援する。	危機管理部 健康政策部 ^{★15} 関係部局等

【物資供給の要請】

対 応 項 目	所 管
○国や市町村と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送事業者等に対し、緊急物資の流通や運送等を実施する体制の整備を要請する。	^{★15} 関係部局等

【社会的弱者への生活支援】

対 応 項 目	所 管
○市町村に対し、県内感染期における高齢者、障害者等の社会的弱者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。	地域福祉部

【火葬能力等の把握】

対 応 項 目	所 管
○市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬体制を整備するよう要請する	健康政策部

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザが発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザの患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

【目的】

- 1) ウイルスの県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 新たに発生したウイルスの病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 海外での発生状況、ウイルスの特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、県民に準備を促す。
- 5) 検疫等により、県内発生をできるだけ遅らせ、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、社会機能維持のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

実施体制

【体制強化】

対 応 項 目	所 管
○海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、必要に応じて、推進本部会議を開催し、国の動向等、情報の共有を行うとともに、国が示す基本的対処方針に基づき今後対応すべき対策を確認する。	危機管理部 健康政策部
○国等から提供される情報等を庁内で情報共有する必要がある場合、推進本部会議を開催する。	危機管理部 健康政策部

サーベイランス・情報収集

【情報収集】

対 応 項 目	所 管
○国から提供される情報の収集を強化する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【四国4県の連携】

対 応 項 目	所 管
○四国4県での情報共有体制を構築する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【県内^{★9}サーベイランスの強化等】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、インフルエンザに関する平時のサーベイランスを実施するとともに、さらに下記の患者把握の強化を行う。 ・県内における新型インフルエンザ患者を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行うため、全ての医師に新型インフルエンザ患者の届け出を求め、全数把握を開始する。 ・感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。	健康政策部 教育委員会

情報提供・共有

【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○県民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ・新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、 ^{★14} 関係部局のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。	★ ¹⁵ 関係部局等
○県ホームページに新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置し、県広報を実施する。	健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等

【相談体制】

対 応 項 目	所 管
○必要に応じて、県民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。	健康政策部
○必要に応じて、市町村に対し、相談窓口を設置するよう要請する。	健康政策部
○国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部
○新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課及び市町村にて、県民からの相談に対応する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【情報共有】

対 応 項 目	所 管
○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を検討する。	★ ¹⁵ 関係部局等

予防・まん延防止

【国内での感染拡大防止策の準備】

対 応 項 目	所 管
○患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。	健康政策部
○検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。	健康政策部

【感染症危険情報の発出等】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザの発生が疑われる又は海外での新型インフルエンザの発生が確認された場合に、国から発出される感染症危険情報を県民や事業所等に周知する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【水際対策】

対 応 項 目	所 管
<p>< 検疫の強化 ></p> <p>○国が提供する発生国から来航する航空機や船舶に関する情報を収集する。</p> <p>・貨物船については、検疫港である高知港において対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合は、感染拡大のおそれに留意しつつ、国と対応を検討する。</p>	健康政策部 土木部
○検疫の強化に伴い、検疫所が実施する措置について必要に応じて協力する。	健康政策部
○検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部
<p>< 密入国者対策 ></p> <p>○発生国からの密入国で、感染者又は感染の疑いのある者がいる場合に備えて、検疫所等関係機関との連携体制を構築する。</p>	警察本部
○感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。	警察本部

医療

【新型インフルエンザの症例定義】

対 応 項 目	所 管
○国が示す新型インフルエンザの症例定義について、随時、関係機関に周知する。	健康政策部

【医療体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザに罹患している危険性が高い患者については、 ^{★18} 帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、 ^{★18} 帰国者・接触者外来を設置する。	健康政策部

○ ^{★18} 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザの患者が受診する可能性もあるため、高知県医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じたうえで、診療体制を整備する。	健康政策部
○ ^{★18} 帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに福祉保健所に連絡するよう要請する。	健康政策部
○衛生研究所は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体の亜型の検査を行い、確定診断を行う。	健康政策部

★17
【帰国者・接触者相談センターの設置】

対 応 項 目	所 管
○ ^{★17} 帰国者・接触者相談センターを設置する。	健康政策部
○発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、 ^{★18} 帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。	健康政策部

【医療機関等への情報提供】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。	健康政策部

【検査体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○衛生研究所は、国立感染症研究所等と連携し、新型インフルエンザに対する ^{★24} PCR検査の実施体制を速やかに整備する。	健康政策部

★5
【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等】

対 応 項 目	所 管
○県内における ^{★5} 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。	健康政策部
○県及び医療機関は、必要な場合には、備蓄した ^{★5} 抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、 ^{★5} 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。	健康政策部
○引き続き、 ^{★5} 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	健康政策部

ワクチン

【接種体制】

対 応 項 目	所 管
^{★20} <プレパンデミックワクチン> ○国の定めた医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の具体的な範囲及び接種順位に従い、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て接種を行う。	健康政策部 ★15 関係部局等
^{★21} <パンデミックワクチン> ○全県民が速やかに接種できるよう、新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強い場合、公費で集団的な接種を行うことを基本として、国の要請により、関係機関と協力して具体的な接種体制の準備を進める。	健康政策部 ★15 関係部局等
^{★20} ○プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まず ^{★21} パンデミックワクチンを、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行的に接種する。	健康政策部 ★15 関係部局等
^{★21} ○パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始するよう市町村に対し求める。	健康政策部 ★15 関係部局等

【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。	健康政策部

【モニタリング】

対 応 項 目	所 管
^{★20} ○プレパンデミックワクチン及び ^{★21} パンデミックワクチン接種開始に伴い、国が行う接種実施モニタリングや有効性の評価、副反応情報の収集・分析及び評価に協力する。	健康政策部

社会・経済機能の維持

【事業者の対応】

対 応 項 目	所 管
○事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう要請する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた準備を行うよう要請する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【遺体の火葬・安置】

対 応 項 目	所 管
○市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを必要に応じて要請する。	健康政策部

県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)

《県内未発生期》

- ・県内で、新型インフルエンザの患者が発生していない状態。

《県内発生早期》

- ・県内で新型インフルエンザ患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

《国内発生早期》

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 積極的な感染拡大防止策(患者の入院勧告、地域全体での学校・保育施設等の臨時休業・集会等の自粛等)をとることで、流行のピークを遅延させられる可能性があるため、果敢な対応を行う。
- 2) 医療体制や積極的な感染防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が発する国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) ^{*21}パンデミックワクチンの接種を早急にできるよう準備を急ぎ、^{*21}パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかにできるだけ多くの県民に接種する。

実施体制

【実施体制】

対 応 項 目	所 管
○政府対策本部が、国内発生早期を宣言した場合は、速やかに、「危機管理本部」を設置し、国の「基本的対処方針」や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県の対応方針について協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等
○県の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部 健康政策部

サーベイランス・情報収集

【情報収集】

対 応 項 目	所 管
○国や地方公共団体から提供される発生状況や対応等の情報の収集を強化する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【四国4県の連携】

対 応 項 目	所 管
○四国4県での情報共有体制を継続する。	★ ¹⁵ 関係部局等

★⁹
【サーベイランス】

対 応 項 目	所 管
○海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施する。	健康政策部 教育委員会
○国が発する国内の発生状況等を注視し、必要な対策を実施する。	健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等

情報提供・共有

【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。	健康政策部
○学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、県民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。	健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等
○市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部

【情報共有】

対 応 項 目	所 管
○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。	健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等

【相談体制】

対 応 項 目	所 管
○相談窓口の充実・強化を図り、県民からの相談に対応する。	健康政策部
○引き続き、国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部
○引き続き、新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○市町村に対し、生活相談等広範な内容にも対応できるよう相談窓口の充実・強化を要請する。	健康政策部

予防・まん延防止

【県内での感染拡大防止策】

対 応 項 目	所 管
○県内発生早期で、患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。	健康政策部
○医療機関に対し、患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。	健康政策部
○関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。	健康政策部
<p>○県内未発生期及び県内発生早期においては、県全体で積極的な感染拡大防止策をとることが重要であり、必要な場合には発生地域の住民や業界団体をはじめ関係者に対して次の要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。 ➤ 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。 ➤ 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用を強く勧奨する。 ➤ 事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診勧奨を要請する。 ➤ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小を要請する。 ➤ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。 ➤ 必要に応じ、住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。 ➤ 事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。 ➤ 市町村や在宅療養支援事業者等に対し、在宅の障害者や高齢者の状況に応じた支援措置を行うよう要請する。 	★ ¹⁵ 関係部局等

医療

【医療体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、 ^{★18} 帰国者・接触者外来における診療体制や、 ^{★17} 帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。	健康政策部

【患者への対応等】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザと診断された者に対しては原則として、感染症法 ^{★19} に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。	健康政策部
○必要に応じて、衛生研究所において、新型インフルエンザのPCR検査 ^{★24} を行う。全ての新型インフルエンザ患者のPCR検査による確定診断は、県内における患者数が極めて少ない段階で実施し、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行う。	健康政策部
○医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬 ^{★5} の予防投与の有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。 ^{★19}	健康政策部

【医療機関等への情報提供】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。	健康政策部

^{★5}【抗インフルエンザウイルス薬】

対 応 項 目	所 管
○県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。	健康政策部
○引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	健康政策部

【医療機関・薬局における警戒活動】

対 応 項 目	所 管
○医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部

ワクチン

・海外発生期の記載を参照。

社会・経済機能の維持

【事業者の対応等】

対 応 項 目	所 管
○事業者に対し、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【物資供給の要請等】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザのまん延に伴い、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を行う。	★ ¹⁵ 関係部局等

【犯罪の予防・取締り】

対 応 項 目	所 管
○混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。	警察本部

県内(国内)感染期

- ・県内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- 1) 医療提供体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛といった一部の感染拡大防止策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県が実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の県民生活を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、^{★21}パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、^{★21}パンデミックワクチンが利用可能な場合は、できるだけ速やかにできるだけ多くの県民に接種する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

実施体制

【実施体制】

対 応 項 目	所 管
○本県が県内感染期に入った場合、県民に対して周知する。	危機管理部 ★ ¹⁶ 全部局等
○政府対策本部が、国全体として国内感染期に入ったことを宣言するとともに、基本的対処方針を決定した場合は、速やかに、危機管理本部会議を開催し、国の「基本的対処方針」や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県の対応方針について協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等
○国の基本的対処方針が示される前に本県が感染期になった場合は、新型インフルエンザの毒性や感染力等に関する国や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、危機管理本部会議において対応方針を協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等
○県の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて危機管理本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部

サーベイランス・情報収集

【四国4県の連携】

対 応 項 目	所 管
○四国4県での情報共有体制を継続する。	★ ¹⁵ 関係部局等

★⁹
【サーベイランス】

対 応 項 目	所 管
○本県が県内感染期に入った段階で、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握については中止し、インフルエンザに関する平時の★ ⁹ サーベイランスを継続する。また、学校等における集団発生の把握の強化については平時のサーベイランスに戻す。	健康政策部

情報提供・共有

【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外及び県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供する。	健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等
○引き続き、県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。	健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等
○引き続き、市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部

【情報共有】

対 応 項 目	所 管
○市町村や関係機関等との、インターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、県内の流行や対策の状況を的確に把握する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【相談体制】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、相談窓口を設置し、県民からの相談に対応する。	健康政策部
○引き続き、国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部
○引き続き、新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○引き続き、市町村に対し、相談窓口を設け、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について要請する。	健康政策部

予防・まん延防止

【県内での感染拡大防止策】

対 応 項 目	所 管
<p>○県民や関係者に対して次の要請を行う。特に、県内感染期のうち、流行が小規模な段階においては、一定期間、地域全体で積極的な感染拡大防止策をとるよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。 ➤ 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。 ➤ 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用を強く勧奨する。 ➤ 事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診勧奨を要請する。 ➤ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小を要請する。 ➤ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。 ➤ 住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。 	<p>★¹⁵ 関係部局等</p>
<p>○関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。</p>	<p>健康政策部 地域福祉部</p>
<p>○医療機関に対し、県内感染期となった場合は、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与の継続の有無については、国の評価に基づき決定する。</p>	<p>健康政策部</p>
<p>○患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。</p>	<p>健康政策部</p>
<p>○引き続き、事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。</p>	<p>★¹⁵ 関係部局等</p>
<p>○引き続き、市町村や在宅支援事業者に対し、在宅の障害者や高齢者等に係る、状況に応じた支援措置を行うよう要請する。</p>	<p>地域福祉部</p>

医療

【患者への対応】

対 応 項 目	所 管
<p>《県内感染期の対応》</p> <p>○^{★18}帰国者・接触者外来、^{★17}帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザの診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関においても新型インフルエンザの患者の診療を行う。</p>	健康政策部
○入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。	健康政策部
○国の基本的対処方針に基づき、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断ができた場合、医師が ^{★5} ファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて周知する。	健康政策部
○入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。	健康政策部
<p>《流行がピークを越えた後の対応》</p> <p>○治療のために公共施設を利用した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</p>	健康政策部
○医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。	健康政策部

【医療機関等への情報提供】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。	健康政策部

^{★5}【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用】

対 応 項 目	所 管
○県内の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、県内の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエン	健康政策部

ザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国に対して配分を要請する。	
○引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	健康政策部

【在宅患者への支援】

対 応 項 目	所 管
○県及び市町村は、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行うよう要請する。	健康政策部

【医療機関・薬局における警戒活動】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部

ワクチン

・海外発生期の記載を参照。

社会・経済機能の維持

【業務の重点化・継続等】

対 応 項 目	所 管
○事業者に対し、職場における感染予防策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務の重点化を図るよう要請する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザによる被害状況を確認し、必要な対応策を速やかに検討する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【物資供給の要請等】

対 応 項 目	所 管
○必要に応じて、製造・販売事業者等に対して緊急物資をはじめとした医薬品、食料品等の必要な物資について円滑な流通が行われるよ	★ ¹⁵ 関係部局等

県内感染期(国内感染期)

う要請する。	
○必要に応じて、運送事業者等に対して、医薬品、食料品等の緊急物資の運送等を要請する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○新型インフルエンザの流行に伴い、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を行う。	★ ¹⁵ 関係部局等

【社会的弱者への支援】

対 応 項 目	所 管
○市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の社会的弱者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。	地域福祉部

【遺体の火葬・安置】

対 応 項 目	所 管
○火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。	健康政策部
○市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。	健康政策部

【犯罪の予防・取締り】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。	警察本部

小康期

- ・新型インフルエンザの患者が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行はいったん終息している状況。

【目的】

- 1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療供給体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者を対象に^{★21}パンデミックワクチンの接種を進める。

実施体制

【実施体制】

対 応 項 目	所 管
○本県が小康期に入った場合は県民に対して周知する。	危機管理部 ★16 全部局等
○これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、マニュアル等の見直しを行う。	危機管理部 健康政策部 ★15 関係部局等

サーベイランス・情報収集

★9 【サーベイランス】

対 応 項 目	所 管
○インフルエンザに関する平時のサーベイランスを継続する。	健康政策部
○再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。	健康政策部 教育委員会

情報提供・共有

【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○引き続き、市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部
○県民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。	★ ¹⁵ 関係部局等

【情報共有】

対 応 項 目	所 管
○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【相談体制】

対 応 項 目	所 管
○状況を見ながら、県等の相談窓口を縮小する。	健康政策部

予防・まん延防止

【県内での感染拡大防止策】

対 応 項 目	所 管
○国の方針や県内の流行状況を踏まえつつ、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の解除について検討を行い、県民、市町村、学校、事業者等に周知する。	健康政策部 教育委員会

医療

【医療体制】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。	健康政策部
○不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。	健康政策部

★⁵【抗インフルエンザウイルス薬】

対 応 項 目	所 管
○国が作成する、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。	健康政策部
○流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。	健康政策部

ワクチン

・海外発生期の記載を参照。

社会・経済機能の維持

【業務の重点化・継続等】

対 応 項 目	所 管
○事業者に対し、県内の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。	★ ¹⁵ 関係部局等

★³ 県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策

実施体制

【体制強化】

対 応 項 目	所 管
○速やかに「危機管理本部」を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、国が示す人への感染拡大防止対策に関する措置に基づき、今後対応すべき対策を確認する。	危機管理部 健康政策部
○県内発生情報について厚生労働省へ通報するとともに、厚生労働省と連携して積極的疫学調査を実施し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を厚生労働省に要請する。	健康政策部

サーベイランス・情報収集

【情報収集】

対 応 項 目	所 管
○国及び他の地方公共団体等から提供される情報の収集を強化する。 (参考:情報収集源) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ➢ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ➢ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ➢ 地方公共団体(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 検疫所(鳥・新型インフルエンザ) 	★ ¹⁵ 関係部局等

【四国4県の連携】

対 応 項 目	所 管
○四国4県での情報共有体制を構築する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【県内サーベイランスの強化等】^{★9}

対 応 項 目	所 管
○鳥インフルエンザ ^{★3} の人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。	健康政策部

情報提供・共有

【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○県内で鳥インフルエンザ ^{★3} の人への感染が確認された場合、国と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。	健康政策部
○県ホームページに新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置し、県広報を実施する。	健康政策部 ★15 関係部局等

予防・まん延防止

【人への鳥インフルエンザ^{★3}の感染防止策】

対 応 項 目	所 管
《疫学調査、感染防止策》 ○疫学調査や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(埋火葬等)等を行う。	★15 関係部局等
○防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部
《家きん等への防疫対策》 ○鳥インフルエンザ ^{★3} の人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの ^{★25} 家きんでの発生を予防するため、県内の農場段階での衛生管理等を徹底するほか、県内の家きん ^{★25} に高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置(患者等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を行 	農業振興部

<p>う。</p> <p>➤ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、対応が困難である場合は、自衛隊の部隊等による支援を要請する。</p>	
--	--

医療

対 応 項 目	所 管
<p>○感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がなされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬^{★5}の投与等による治療を行う。</p>	健康政策部
<p>○患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を行う。</p>	健康政策部
<p>○鳥インフルエンザ(H5N1)^{★3}の患者(疑似症患者を含む。)について、感染症法に基づき、入院等の措置を講じる。</p>	健康政策部

【用語解説】

○鳥インフルエンザと新型インフルエンザの解説については、以下の厚生労働省のホームページにてご確認ください。(平成24年2月9日時点)

<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/01.html>

★ 1 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)というのは、これらの亜型を指している。)

★ 2 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

★ 3 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

鳥インフルエンザのウイルスのうち H5N1 亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ(H5N1)」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。

鳥インフルエンザ(H5N1)を発症した場合、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、重症肺炎や時に多臓器不全等をきたし、致死率は約60%と高いことが知られている。

鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

★ 4 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。2009年（平成21年）4月の時点で、感染症法に基づき、国が、新型インフルエンザ等感染症の発生として公表し、以降、「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられた。

2011年（平成23年）3月に国は、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したこと等により、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し、新型インフルエンザ（A/H1N1）については、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

★ 5 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

★ 6 事業継続計画

本行動計画では、新型インフルエンザの発生時において、従業員本人の罹患や家族の罹患などにより、出勤可能な従業員が制約されることが予想される中で、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするため、事業者において、あらかじめ、重要業務の選定や従業員の勤務体制など、必要な措置を定めた計画をいう。

★ 7 通所施設等

保育施設、高齢者の短期入所生活介護、通所介護、障害児又は障害者の短期入所、就労移行支援等の日中活動を行う生涯福祉サービス事業所、通所施設（通所授産施設、知的障害児通園施設等）の他、児童館や放課後児童クラブ等。

★ 8 業務継続計画

本行動計画では、新型インフルエンザの発生時において、職員本人の罹患や家族の罹患などにより、出勤可能な職員が制約されることが予想される中で、新型インフルエンザ対策を行いながら県民生活のため最小限必要な行政サービスを継続するとともに、一時的に中断した業務を出来るだけ早期に復旧するため、県や市町村において、あらかじめ、優先すべき業務の選定、必要な人員や資源の確保など、必要な措置を定めた計画をいう。

★ 9 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾病に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

★ 10 感染症発生動向調査

感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。これは感染症を診断した医療機関からの発生報告を基本としており、これらの発生報告を一元的に効率よく収集解析するために、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワーク又はインターネットをベースに構築された電子的なシステムにより行われている。

★ 11 インフルエンザ入院サーベイランス

あらかじめ指定する医療機関において、インフルエンザによって入院した患者数を、1週間単位で報告を行ってもらい、重症化の状況を把握することを目的とするシステム。

★ 12 病原体サーベイランス

感染症サーベイランスのうち、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。

★ 13 学校サーベイランス

学校でのインフルエンザ様疾患（発熱と上気道症状、あるいは肺炎を罹患、それによる欠席など、類似の症状を呈するもの）患者の集団発生による休校や学年・学級閉鎖など措置状況を報告してもらい、地域での感染拡大を早期に検知するシステム。

★ 14 関係部局

知事部局内での関係部局（教育委員会、公営企業局は含まない）。

※各種委員会は含まない。

★ 15 関係部局等

教育委員会、公営企業局を含む関係部局。

※各種委員会は含まない。

★ 16 全部局等

知事部局、教育委員会、公営企業局。

※各種委員会は含まない。

★ 17 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であつて、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

★ 18 帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であつて、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

★ 19 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。高知県内には該当施設はない。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。高知県内では、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（2床）が該当する。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。高知県内では、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（6床）及び高知県立幡多けんみん病院（3床）が該当する。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

★ 20 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、日本ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

★ 21 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

★ 22 個人防護具(Personal Protective Equipment：PPE)及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露リスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

★ 23 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

★ 24 PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

★ 25 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

高知県新型インフルエンザ 対策行動計画

【附属資料】

高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部（以下「推進本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置等)

第2条 知事は、新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザ（以下「新型インフルエンザ等」という。）に関する情報の共有化を図るとともに、その対策を総合的に推進する必要があると認められるときは、推進本部を設置することができる。

2 高知県危機管理本部設置要綱（平成15年11月4日施行）に基づき、新型インフルエンザ等の対処のための危機管理本部が設置されたときは、第5条の事務の全部又は一部は危機管理本部に移行するものとする。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部員は、理事（東京事務所担当）、理事（交通運輸政策担当）、各部局長の長、教育長、警察本部長、公営企業局長及び東京事務所長並びに本部長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第5条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析及び伝達に関すること
- (2) 新型インフルエンザ等の総合対策に関すること
- (3) その他必要とする事項に関すること

(専門部会)

第6条 本部長は、新型インフルエンザ等に関する特定の課題を処理するため必要と認めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の名称、所掌事務、構成員等は、本部長が別に定める。

(学識経験者等の参画)

第7条 本部長は、必要に応じて、本部会議及び専門部会に学識経験者、関係機関の職員等の参画を求めることができる。

(事務局)

第8条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、危機管理部危機管理・防災課長をもって充てる。

4 事務局職員は、危機管理・防災課、健康長寿政策課、健康対策課、文化・国際課、鳥獣対策課、農業政策課及び畜産振興課の職員をもって充てる。

(推進本部の廃止)

第9条 知事は、第5条の事務が概ね終了したと認めたときは、推進本部を廃止するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

高知県危機管理本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県危機管理本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 知事は、県民の生活、生命、身体、財産等に重大な危害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある危機事象に対し、各部局が連携して全庁をあげ対処する必要があると認めるときは、本部を設置することができる。

2 本部が設置された後に、災害対策基本法第23条第1項による災害対策本部が設置されたとき又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第27条第1項及び第183条において準用する第27条第1項により、国民保護対策本部若しくは緊急対処事態対策本部が設置されたときは、本部は廃止する。

3 本部の名称については、その都度、本部長が別に定める。

(構成)

第3条 本部の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部員は、警察本部長、教育長、公営企業局長、各部局の長、理事（交通運輸政策担当）及び本部長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第5条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析及び伝達に関する事
- (2) 初動対応及び応急対策に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事
- (4) 県民に対する広報に関する事
- (5) その他危機管理に係る重要事項に関する事

(幹事会)

第6条 本部の活動を補佐するため、必要があると認めるときは、本部長は本部の下に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、その都度、本部長が別に定める。

(学識経験者等の参画)

第7条 本部長は、必要に応じて、本部及び幹事会に学識経験者、関係機関の職員等の参画を求めることができる。

(事務局)

第8条 本部の事務を処理するため、本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、本部長が指名する者をもって充てる。

4 事務局職員は、危機管理部危機管理・防災課及び関係部の職員をもって充てる。

(本部の廃止)

第9条 知事は、第5条の事務が概ね終了したと認めたときは、本部を廃止するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表 1 本部員（第 3 条第 4 項）

本部長	知事
副知事	副知事
総務部	総務部長
危機管理部	危機管理部長
健康政策部	健康政策部長
地域福祉部	地域福祉部長
文化生活部	文化生活部長
産業振興推進部	産業振興推進部
交通運輸政策部	交通運輸政策担当理事
商工労働部	商工労働部長
観光振興部	観光振興部長
農業振興部	農業振興部長
林業振興・環境部	林業振興・環境部長
水産振興部	水産振興部長
土木部	土木部長
会計管理部	会計管理局長
公営企業部	公営企業局長
教育部	教育長
公安部	警察本部長

別表 2 幹事会（第 6 条第 2 項）

部 名	課 名	担 当 課 長
総務部	財政課	企画監（執行管理担当）
危機管理部	危機管理・防災課	危機管理・防災課長
健康政策部	健康長寿政策課	健康長寿政策課長
地域福祉部	地域福祉政策課	地域福祉政策課長
文化生活部	文化・国際課	文化・国際課長
産業振興推進部	計画推進課	計画推進課長
交通運輸政策部	運輸政策課	運輸政策課長
商工労働部	商工政策課	商工政策課長
観光振興部	観光政策課	観光政策課長
農業振興部	農業政策課	農業政策課長
林業振興・環境部	林業環境政策課	林業環境政策課長
水産振興部	水産政策課	水産政策課長
土木部	土木企画課	土木企画課長
会計管理部	会計管理課	会計管理課長
公営企業部	県立病院課	県立病院課長
教育部	教育政策課	教育政策課長
公安部	警備第二課	災害対策室長